

# 北海道子どもの貧困対策推進計画

平成27年度～平成31年度

北 海 道



## 「北海道子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たって

北海道の将来を担う子どもたちが、本道の広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いです。

「国民生活基礎調査」によると、日本の子どもの貧困率は、平成24年に過去最悪の16.3%となっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らすという厳しい状況となっています。このため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

こうした中、本道においても、生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いていることを踏まえ、法律に定める計画として、平成27年度から5年間を計画期間とする「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育・福祉・労働等の各部署が連携し、幅広い分野にわたって策定されている、関連分野の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

全ての子どもたちが前向きにそれぞれの人生を歩むとともに、将来、地域の担い手となり、その一人ひとりの活躍を結集し、活力ある北海道を創造することが重要です。道では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざしていきます。

道民の皆様におかれましては、子どもの貧困を社会的に重要な課題として受けとめ、理解を深めていただき、できるところから子どもの貧困対策に参加していただきますようご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、様々な経験を踏まえてご提言いただいた方々や、貴重なご意見をいただいた支援団体、有識者の皆様をはじめ、道民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年12月

北海道知事 高橋はるみ

# 目 次

第1	基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2	子どもの貧困の現状と課題	2
1	子どもの貧困の現状	2
(1)	我が国における子どもの貧困の現状	2
(2)	本道における子どもの貧困の現状	2
ア	生活保護世帯の現状	3
イ	ひとり親家庭の現状	3
ウ	社会的養護の現状	5
エ	経済的に困難な子どもの就学等の現状	6
(ア)	生活保護世帯の子ども	6
(イ)	就学援助の状況	7
(ウ)	児童養護施設の子どもの	7
2	子どもの貧困の課題	9
第3	計画のめざす姿と基本的な対応方向	10
1	計画のめざす姿	10
2	計画の基本的な対応方向	10
3	子どもの貧困に関する指標	12
第4	子どもの貧困対策に向けた重点施策	13
1	相談支援体制の充実	16
2	基本的な対応方向に基づく施策	17
(1)	教育支援	17
①	学校における教育支援	17
②	幼児教育・保育における教育支援	18
③	就学支援の充実	18
④	大学進学等の教育機会の提供	20
⑤	その他の教育支援	21
(2)	生活支援	22
①	保護者の生活支援	22
②	子どもの生活支援	24
③	子どもの就労支援	25
④	その他の生活支援	26

(3) 保護者に対する就労支援	27
(4) 経済的支援	28
第5 計画の推進	30
1 計画の推進体制	30
(1) 全庁横断的な推進体制	30
(2) 市町村や民間との連携	30
2 道民意識の醸成	30
3 計画の点検評価	30
第6 資料	31
1 用語の解説	32
2 子どもの貧困対策の推進に関する法律	38
3 子供の貧困対策に関する大綱	40

# 第1 基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国における子どもの貧困率は、「国民生活基礎調査」によると、平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることとなります。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境の整備や教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同法第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本方針や子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、国として子どもの貧困対策に総合的に取り組むこととしています。

こうした中、本道においても、生活保護世帯やひとり親家庭が増加するとともに、生活保護世帯や児童養護施設で生活する子どもたちの大学等への進学状況、ひとり親家庭における子どもの保育所・幼稚園への就園率や保護者の就業率などは厳しい実態に置かれている状況にあります。

道では、このような状況を踏まえ、同法第9条の規定に基づき、全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の各部局がこれまで以上に密接な連携を図った上で、保健、医療、福祉にとどまらず、経済・雇用、教育やまちづくりなどの幅広い分野にわたって策定されている、他の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）  
第8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。  
2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針  
二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策  
三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項  
四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項  
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 2 計画の期間

計画期間は、「子どもの貧困対策に関する大綱」が当面5年間の国が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、平成27年度から31年度までの5年間とします。

## 第2 子どもの貧困の現状と課題

### 1 子どもの貧困の現状

#### (1) 我が国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成24年は122万円）に満たない世帯の割合）は、平成21年に16%であったものが24年には16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も15.7%から16.3%へと、過去最悪となっています。

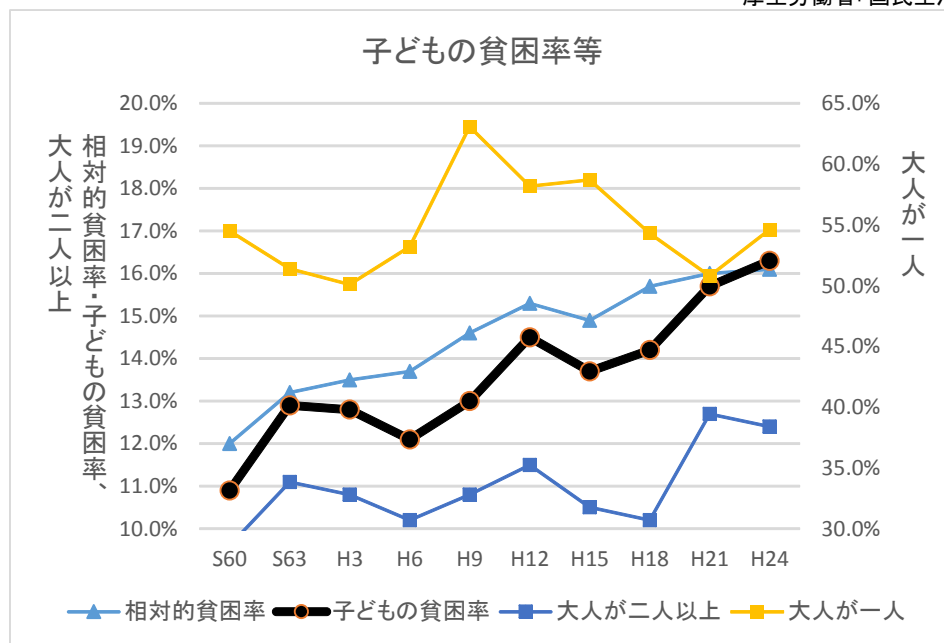
また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%と、大人が2人以上いる世帯の12.4%に比べ非常に高い水準となっています。

貧困率の推移

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

(単位%)

厚生労働省「国民生活基礎調査」



#### (2) 本道における子どもの貧困の現状

都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等をもとに、本道における子どもの貧困の現状を分析します。

## ア 生活保護世帯の現状

本道における生活保護受給者は、平成26年4月時点で171,590人、世帯数は122,891世帯、保護率は3.16%となっており、10年前に比べ、受給者は43,607人増(34.1%増)、世帯数は38,785世帯増(46.1%増)、保護率は0.91ポイント増と、いずれも増加しています。

これらを全国との状況と比較すると、本道の保護率は全国(1.70%)を1.46ポイント上回っています。

### 生活保護の状況

(単位:世帯、人、%)

	H16.4月	H26.4月	
	全道	全道	全国
被保護世帯数	84,106	122,891	1,600,241
被保護者数	127,983	171,590	2,159,847
保護率	2.25	3.16	1.70

厚生労働省「被保護者調査」

また、本道におけるアイヌの人たちの生活保護の受給率は平成25年の調査で4.48%と、アイヌの人たちが居住する市町村の住民全体の保護率と比べ、1.17ポイント上回っており、経済的に厳しい状況にあるといえます。

### アイヌの人たちの生活保護の状況

(単位:世帯、人、%)

	H18	H25
被保護世帯数	554	412
被保護者数	859	657
保護率	3.83	4.48
(参考)アイヌ居住市町村の保護率	2.46	3.31

H25年 北海道アイヌ生活実態調査

## イ ひとり親家庭の現状

本道におけるひとり親世帯は、平成22年国勢調査によると55,052世帯、全世帯に占める割合は2.27%となっており、平成17年に比べ、世帯数は1,181世帯増(2.2%増)、全世帯に占める割合は0.01ポイント増と、いずれも増加しています。

全国との状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国(1.63%)を0.64ポイント上回っています。



## ひとり親の世帯数

(単位:世帯、%)

	H17	H22	
	全道	全道	全国
ひとり親世帯	53,871	55,052	844,661
全世帯に占める割合	2.26	2.27	1.63

総務省「国勢調査」

ひとり親世帯の収入について、母子世帯の年収を見ると、200万円未満の世帯が平成24年時点で57.1%となっており、これは、全国(37.2%)に比べ、19.9ポイント上回っています。

一方、父子世帯の年収は、300万円未満の世帯が50.9%で、4年前に比べ、6.7ポイント上回っており、低所得者層が増加しています。これを全国と比較すると、全国における年収300万円未満の世帯は31.0%となっており、本道が全国を19.9ポイント上回っています。

## 母子世帯の収入

(単位:%)

	H15	H20	H24	参考 全国(H23)
200万円未満	55.4	58.6	57.1	37.2
200~300万円未満	32.1	28.6	29.9	26.9
300万円以上	12.5	12.8	13.0	35.9

北海道分:(公財)北海道民生委員児童委員連盟調査  
「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

全国分:厚生労働省「全国母子世帯等調査」

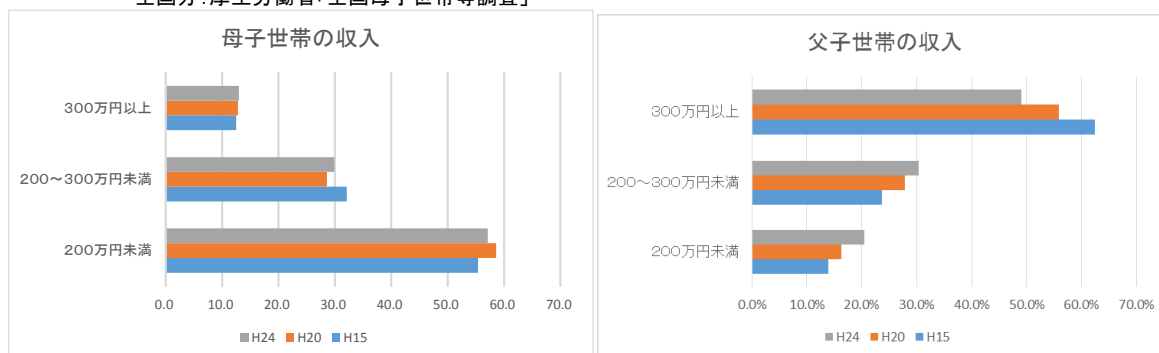
## 父子世帯の収入

(単位:%)

	H15	H20	H24	参考 全国(H23)
200万円未満	13.9	16.3	20.5	12.0
200~300万円未満	23.7	27.9	30.4	19.0
300万円以上	62.4	55.8	49.1	69.0

北海道分:(公財)北海道民生委員児童委員連盟調査  
「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

全国分:厚生労働省「全国母子世帯等調査」



ひとり親家庭の親の就業率は、母子世帯で76.5%、その雇用形態を見ると、

正規の職員が29.7%、パート・アルバイトなど非正規の職員が61.2%となっており、父子世帯では89.8%、雇用形態別に見ると、正規が64.7%、非正規が16.9%となっています。

全国の状況と比較すると、母子世帯で就業率が全国（80.6%）を下回るとともに、正規職員の割合（全国39.4%）も低くなっており、父子世帯でも全国（就業率91.3%、正規67.2%）を若干下回っています。

#### ひとり親家庭の親の就業率

(単位:%)

	北海道(H24)			全国(H23)		
	全体	正規職員	非正規職員	全体	正規職員	非正規職員
母子世帯	76.5	29.7	61.2	80.6	39.4	52.1
父子世帯	89.8	64.7	16.9	91.3	67.2	10.0

北海道分:(公財)北海道民生委員児童委員連盟調査  
「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」  
全国分:厚生労働省「全国母子世帯等調査」

また、ひとり親家庭の子どもの保育所や幼稚園への就園率は、全道で60.5%と、全国（72.3%）に比べて低くなっています。

#### ひとり親家庭の子どもの就園率

(単位:%)

	全道(H24)	全国(H23)
ひとり親家庭の子どもの就園率	60.5	72.3

北海道分:(公財)北海道民生委員児童委員連盟調査  
「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」  
全国分:厚生労働省「全国母子世帯等調査」

以上のことから、本道のひとり親家庭が経済的に厳しい状況にあることは、全国との比較から見ても明らかであり、その状況は母子世帯においてより顕著になっています。

## ウ 社会的養護の現状

社会的養護を受ける子どもは、平成26年3月時点で、児童養護施設等への入所が1,539人、里親委託等が497人、あわせて2,036人となっており、社会的養護の出現率は0.27%で、平成21年3月時点に比べ0.02ポイント増加しています。

社会的養護を受ける子どもたちは、施設退所後や委託終了後、保護者からの援助なしで自立していかなければならないことが多いため、経済的に厳しい状況に置かれています。

## 社会的養護児童数、出現率

(単位:施設、人、%)

	H21.3月	H26.3月	参考 全国(H25)
児童養護施設等	1,642	1,539	33,126
里親等	372	497	5,363
計	2,014	2,036	38,489
児童人口	807,936	756,515	19,966,000
出現率	0.25	0.27	0.19

※出現率:児童人口100人当たりの社会的養護を受けている児童の割合

全道:北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ

全国:児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省)

人口推計(総務省統計局)

## エ 経済的に困難な子どもの就学等の現状

本道における中学校卒業後の高校等進学率は、平成26年度で99.2%と、ほとんどの子どもは高校等に進学しており、また、高校卒業後の進学率は70.2%、就職率は22.9%となっています。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの中学校及び高校卒業後の状況はそれぞれ全道平均に比べ進学率は低く、就職率は高くなっています。

中学・高校卒業者の進学率、就職率(全道平均)

(単位:%)

	H26.5月	
	全道	全国
高等学校等進学率	99.2	98.8
就職率(中学校卒業後)	0.2	0.4
大学等進学率	70.2	76.8
就職率(高等学校卒業後)	22.9	17.4

H26年文部科学省「学校基本調査」

### (7) 生活保護世帯の子ども

生活保護世帯の子どもの中学卒業後の高校等進学率は、平成26年4月1日現在で96.1%、就職率は0.7%となっており、全国の状況と比較すると、高校等進学率(全国:91.1%)は5.0ポイント上回っており、就職率(全国:2.0%)は1.3ポイント下回っています。

また、全道の状況と比較すると、高校等進学率(全道平均:99.2%)は3.1ポイント下回っており、就職率(全道平均:0.2%)は0.5ポイント上回っています。

さらに、生活保護世帯の子どもの高校等中退率は4.0%となっており、全国平均(4.9%)から0.9ポイント下回っており、全道平均(1.8%)からは2.2ポイント上回っています。

生活保護世帯の子どもの高校等進学率、就職率、高校等中退率

(単位: %)

	H26.4月	
	全道	全国
高等学校等進学率	96.1	91.1
就職率(中学校卒業後)	0.7	2.0
高等学校等中退率	4.0	4.9

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

生活保護世帯の子どもの高校卒業後の大学等進学率は28.5%、就職率は49.8%となっており、全国の状況と比較すると、大学等進学率(全国:31.7%)は3.2ポイント下回っており、就職率(全国:43.6%)は6.2ポイント上回っています。

また、全道の状況と比較すると、大学等進学率(全道平均:70.2%)は41.7ポイント下回っており、就職率(全道平均:22.9%)は26.9ポイント上回っています。

生活保護世帯の子どもの大学等進学率、就職率

(単位: %)

	H26.4月	
	全道	全国
大学進学率	28.5	31.7
大学等	12.5	18.5
専修学校等	16.0	13.2
就職率(高校卒業後)	49.8	43.6

厚生労働省社会・援護局保護課調べ

以上のことから、生活保護世帯の子どもの高校や大学等への進学率は、高校等進学率で全国より高い水準にあり、大学等進学率については低い水準にあります。

**(イ) 就学援助の状況**

就学援助率については、平成25年度就学援助実施状況等調査によると、23.10%となっており、全国(15.68%)の状況と比較すると7.42ポイント上回っています。

(単位: %)

	全道	全国
要保護児童生徒	3.76	1.51
準要保護児童生徒	19.30	13.91
就学援助率	23.10	15.68

H25年度文部科学省 就学援助実施状況等調査

**(ウ) 児童養護施設の子ども**

児童養護施設の子どもの中学卒業後の高校等進学率は、平成26年5月1日現

在で98.7%、就職率は0.0%となっており、全国の状況と比較すると、高校等進学率（全国：97.2%）は1.5ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は1.3ポイント下回っています。

また、全道の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：99.2%）は0.5ポイント下回っており、就職率（全道平均：0.2%）は0.2ポイント下回っています。

児童養護施設の子どもの中学・高校等卒業後の進学率、就職率

(単位：%)

		H26. 5月					
		全道	高校等・大学等	専修学校等	全国	高校等・大学等	専修学校等
中学校 卒業後	進学率	98.7	98.7	0.0	97.2	95.4	1.8
	就職率	0.0			1.3		
高等学校 等卒業後	進学率	24.0	9.6	14.4	22.6	11.4	11.2
	就職率	66.4			70.9		

H26厚生労働省 社会的養護の現況に関する調査

児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率は24.0%、就職率は66.4%となっており、全国の状況と比較すると、大学等進学率（全国：22.6%）は1.4ポイント上回っており、就職率（全国：70.9%）は4.5ポイント下回っています。

また、全道の状況と比較すると、進学率（全道平均：70.2%）は46.2ポイント下回っており、就職率（全道平均：22.9%）は43.5ポイント上回っています。

なお、平成27年に道が実施した「北海道における児童養護施設等の退所者へのアンケート」において、大学等に進学しなかった、またはできなかった理由について聞いたところ、「学費や生活費の負担など金銭的に厳しかった」と答えた人が42.1%と最も多く、次いで、「進学したいと思わなかった」と答えた人が27.6%、「学力に不安があり授業についていく自信がなかった」と答えた人が17.1%となっています。

進学しなかった、またはできなかった理由(複数回答)

(単位：%)

回答内容	回答率
ア 学費や生活費の負担など金銭的に厳しかった	42.1
イ 学力に不安があり授業についていく自信がなかった	17.1
ウ 人間関係に不安があった	6.6
エ 進学したいと思わなかった	27.6
オ その他	6.6

H27 北海道における児童養護施設等の退所者へのアンケート結果

また、機会があれば再度進学を目指したいと考えたことがあるかどうか聞いたところ、「大学・短期大学または専門学校に行きたい、行き直したいと考えたことがある」と答えた人は43.5%となっています。

一方、「進学したいと考えたことがない」と答えた人は48.4%となっています。

機会があれば再度進学を目指したいと考えたことがあるか (単位:%)

回答内容	回答率
ア 専門学校に行きたい、または行き直したいと考えたことがある	25.8
イ 大学・短期大学に行きたい、または行き直したいと考えたことがある	17.7
ウ 進学したいと考えたことがない	48.4
エ その他	8.1

H27 北海道における児童養護施設等の退所者へのアンケート結果

## 2 子どもの貧困の課題

本道においては、生活保護世帯が年々増加傾向にあり、また、ひとり親家庭の母子世帯、父子世帯ともに低所得者層が多く、親の就業率や子どもの保育所や幼稚園への就園率が全国に比べ低位で推移している状況などから、子どもの貧困の一層の拡大が懸念されます。

- 本道においては、全国に比べ、生活保護世帯や、収入の低いひとり親家庭の子どもの割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあります。

このため、生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、保育所への優先入所など、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進める必要があります。

- 生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等への進学率は、全道平均と比較するといずれも低く、大変厳しい状況にあります。

このため、就学援助制度の普及に加え、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高校を卒業し施設を退所した子どもたちの社会的自立に向けた支援に重点を置いた対策を着実に推進していく必要があります。

こうした現状把握や分析結果から、本道は子どもの貧困の状況が、全国の中でも大変厳しい地域の一つであると考えられるため、今後、次に掲げる「計画のめざす姿と基本的な対応方向」に基づき、子どもの貧困対策に向けた取組を計画的かつ総合的に推進していきます。

また、子どもの貧困の実態や各種支援策の実施状況等を踏まえた取組とするため、継続的な把握や分析に努めます。

### 第3 計画のめざす姿と基本的な対応方向

#### 1 計画のめざす姿

全ての子どもたちがそれぞれ前向きに人生を歩むとともに、将来、地域の担い手となり、その一人ひとりの活躍を結集し活力ある北海道を創造することが重要です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざします。

#### 2 計画の基本的な対応方向

子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにするためには、第一に相談支援体制の充実を図るとともに、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的な支援の4つの柱に沿って、各般の取組を進め、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることとします。

- 子どもが孤立化することなく安心して暮らしていくためには、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかりと受けとめ、各種の支援につなげていくことが重要であることから、「相談支援体制」の充実強化に取り組みます。
- 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育支援」に取り組みます。
- 子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活支援」に取り組みます。
- 子どもたちが安定した生活を送る上では、親など保護者の就労状況が安定し、基本的収入を得られていることが重要であることから、「保護者に対する就労支援」に取り組みます。
- 親など保護者の就労だけでは十分な収入を得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことが必要であることから、世帯の生活の基盤を維持していけるよう「経済的支援」に取り組みます。

- 本計画においては、今後5年間に重点的に取り組むべき施策を定め、その計画的かつ総合的な推進に取り組みます。
- 子どもの貧困対策を進めるに当たっては、国、市町村、企業や団体等と連携・協働して取り組むとともに、広く道民の方々に情報を発信し、子どもの貧困対策に参加・協力する気運を醸成することにより、全道的な運動として展開していきます。
- 広域分散型の本道においては、生活支援や学習支援ボランティアなどの人材が偏在していることや、子どもの進路先や就職先が限られているといった状況にあることから、関係機関と連携しながら、地域間格差の解消に向けた方策について検討します。



### 3 子どもの貧困に関する指標

- 道民や関係者の方々と計画のめざす姿を共有しながら子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であることから、次に掲げる指標及び目標値を設定します。
- 指標については、国の大綱で示されているもののうち、都道府県別の数値があり、計画の推進状況を把握する上で必要と判断した項目を設定します。
- 国の大綱では示されていませんが、道として、目指すべき水準を定める必要があると判断した項目については、独自の目標値を設定します。

No.	指 標	現状値 (H26)	目 標 値	参考 全道平均
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	96.1%	98%	99.2%
2	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	98.7%	99%	99.2%
3	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	4.0%	3%	1.8%
4	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	76.5%	78%	80.6%
5	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.8%	91%	91.3%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	60.5%	65%	72.3%
7	就学援助を周知するため、毎年度適切な時期に保護者に文書を配付している市町村の割合	98.9%	100%	—
8	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	28.5%	—	70.2%
9	児童養護施設の子どもの大学等進学率	24.0%	—	70.2%
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数	59人	—	—
11	スクールカウンセラー配置校数（小学校）	215校	—	—
12	スクールカウンセラー配置校数（中学校）	358校	—	—

※ 「現状値」欄の、指標4、5及び6は平成24年度の数値を現状値としています。

指標10、11、12は平成27年度の数値を現状値としています。

※ 「参考 全道平均」欄は、北海道の全ての子どもの現状値を記載しています。

指標4及び5は、ひとり親家庭は、働きながら子育てしていることが多く、就業率が一般世帯よりも高い傾向にあることから、一般世帯ではなく、全国のひとり親家庭の親の就業率を記載しています。

指標6は、対応する道の数値がないことから全国の数値を記載しています。

指標7、10、11、12は、対応する数値がないことから記載していません。

## 第4 子どもの貧困対策に向けた重点施策

子どもの貧困対策は、子どもに関する様々な施策を基本として、子どもの成育環境や保育・教育条件の整備や改善を図っていくことが不可欠です。

道としては、本道の子どもの貧困の状況が、全国の中でも大変厳しい地域の一つであることを十分に踏まえ、計画期間内においては、特に、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする施策に重点的に取り組むこととします。

また、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施することや、生活保護世帯やひとり親家庭の子ども、児童養護施設等に入所している子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じることに配慮するとともに、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意することとします。

< 施策の体系 >

相談支援	○保護者への相談支援		
	○ひとり親家庭への相談支援		
	○児童養護施設等における相談支援		
	○学校における相談支援		
	○居場所づくりを通じた相談支援		
	○市町村の相談支援体制の整備に対する支援		
	○相談職員の資質向上		
教育支援	学校における教育支援	○確かな学力の育成をめざす学校教育の推進	
		○学校と福祉関連機関等との連携	
		○地域の教育力の向上	
	幼児教育・保育における教育支援	○質の高い幼児教育・保育の確保	
	就学支援の充実	○就学援助制度の活用促進	
		○学習支援の充実	
		○高校生等の経済的負担の軽減	
		○奨学金制度の活用・充実	
		○高等学校等における修学継続等のための支援	
		○特別支援教育の充実	
大学進学等の教育機会の提供	○奨学金制度の活用・充実		
	○進学費用等の支援		
	○道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援		
その他の教育支援	○多様な体験活動の機会の提供		
生活支援	保護者の生活支援	○保護者の自立支援	
		○保育等の確保	
		○子育て家庭の健康安全確保	
		○母子生活支援施設等の活用	
		○住宅支援の充実	
	子どもの生活支援	○児童養護施設等に入所する子どもへの支援	
		○家庭的養護の推進	
		○子どもの健やかな発育等に関する支援	
		○子どもの食事・栄養状態の確保	
		○地域とのつながり支援	
	子どもの就労支援	○就労促進に向けた支援	
	その他の生活支援	○相談職員の資質向上	
		○母子・父子福祉団体への支援	
	保護者に対する就労支援		○就労促進に向けた支援
			○就職活動への支援
		○学び直しへの支援	
		○就労機会の確保	
経済的支援	○医療費負担の軽減		
	○妊娠や出産費用の負担軽減		
	○児童扶養手当の支給		
	○生活の安定に向けた経済的支援		
	○養育費の確保に関する支援		

成長段階に応じて切れ目のない施策の実施

	出生	就学前	就学期			就職	
			小学生・中学生	高校生等	大学生等		
相談支援	■保護者への相談支援						
	■ひとり親家庭への相談支援						
	■児童養護施設等における相談支援						
				■学校における相談支援			
	■居場所づくりを通じた相談支援						
	■市町村の相談支援体制の整備に対する支援						
	■相談職員の資質向上						
教育支援			■確かな学力の育成を目指す学校教育の推進				
			■学校と福祉関連機関等との連携				
			■地域の教育力の向上				
		■質の高い幼児教育・保育の確保					
			■就学援助制度の活用促進				
			■学習支援の充実				
				■高校生等の経済的負担の軽減			
				■奨学金制度の活用・充実			
				■高等学校等における修学継続等のための支援			
			■特別支援教育の充実				
					■奨学金制度の活用・充実		
					■進学費用等の支援		
			■道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援				
		■多様な体験活動の機会の提供					
生活支援	親	■保護者の自立支援					
				■保育等の確保			
		■子育て家庭の健康安全確保					
				■母子生活支援施設等の活用			
	子ども	■住宅支援の充実					
				■児童養護施設等に入所する子どもへの支援			
		■家庭的養護の推進					
				■子どもの健やかな発育等に関する支援			
				■子どもの食事・栄養状態の確保			
		■地域とのつながり支援					
その他						■就労促進に向けた支援	
	■相談職員の資質向上		■母子・父子福祉団体への支援				
就労支援	■就労促進に向けた支援						
	■就職活動への支援						
	■学び直しへの支援						
	■就労機会の確保						
経済的支援	■医療費負担の軽減						
	■妊娠や出産費用の負担軽減						
	■児童扶養手当の支給						
	■生活の安定に向けた経済的支援						
	■養育費の確保に関する支援						

## 1 相談支援体制の充実

子どもの貧困対策を効果的に進めるためには、相談対応が全ての支援の出発点となつて各種の取組につなげていくことが重要であることから、関係する機関が共通認識のもとで、子どもの支援の視点に立ち、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援に取り組むことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

### ○保護者への相談支援

生活保護世帯や生活困窮者の自立に向けた相談や、子育て支援を必要とする家庭に対する相談支援の取組を促進します。

### ○ひとり親家庭への相談支援

ひとり親家庭に対し、児童訪問援助員（ホームフレンド）などを派遣するとともに、各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、地域生活や養育費に関する相談支援を行います。

### ○児童養護施設等における相談支援

児童養護施設等に入所中又は退所後の子どもに対する相談支援の取組を促進するほか、自立援助ホームにおいて共同生活を行う子どもに対する相談や日常生活上の援助、生活指導、就業に対する支援を行います。

### ○学校における相談支援

学校において子どもや保護者に対する相談支援を充実するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を推進します。

### ○居場所づくりを通じた相談支援

生活保護世帯やひとり親家庭などの子どもが、孤立化することなく、地域とのつながりの中で安心して暮らせるようにするためには、居場所づくりやピアサポートなどを通じた相談支援が重要であり、その方策について検討します。

### ○市町村の相談支援体制の整備に対する支援

市町村における子どもの貧困対策に関する相談支援体制を構築していく上で参考となるよう、先進事例の情報提供を行うほか、相談担当職員への研修を行います。

### ○相談職員の資質向上

児童養護施設や児童相談所の職員等の資質向上を図るため、研修等の計画的な実施を通じて相談機能の充実に努めます。

また、生活支援や学習支援を通じた相談活動を担うボランティア人材が地方では不足していることから、関係機関と連携しながら対応について検討します。

## 2 基本的な対応方向に基づく施策

### (1) 教育支援

#### ①学校における教育支援

○確かな学力の育成をめざす学校教育の推進

学校に通う子どもたちが、家庭環境などに左右されることなく、確かな学力を身に付けることができるよう必要に応じ教員を加配するほか、きめ細やかな学習指導を推進します。

また、学校内や地域における研修等を実施し、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めます。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 児童生徒の学力向上に資するよう、退職教員などを非常勤講師として学校に配置し、基礎・基本の確実な習得や学習習慣の改善などを行う。
- ◆ 学校や教職員が実施する自主的・主体的な研修活動の奨励・支援を通して、学校教育の充実を図る。
- ◆ 教育職員免許法に基づく認定講習を実施する。

○学校と福祉関連機関等との連携

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を推進するとともに、市町村が実施する家庭教育の促進に向けた取組に対する支援の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかける。
- ◆ 臨床心理士などの児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識経験を有する者をスクールカウンセラーとして中学校や道立高校等に配置し、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止等に対応する。
- ◆ 全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる環境整備を図るため、地域人材の養成や学校等との連携による家庭教育支援を推進する。

○地域の教育力の向上

地域の子どもの育成に主体的に関わり、将来を担う人づくりを支える地域の教育力を高めるため、子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりや、保護者や地域住民

の意見を学校運営に反映させる取組を促進するとともに、市町村が取り組む家庭教育支援を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、安全・安心に過ごせる場として、放課後等に地域の方々の参画を得て共に勉強やスポーツ・文化活動、地域交流活動等を行う放課後子供教室の設置を促進する。
- ◆ 学校教育活動の充実や教員が子どもと向き合う時間の確保を目的とした地域住民の積極的な学校支援活動、地域人材を活用した学習支援「子ども未来塾」などの取組を通して、地域総がかりで子どもを育成するための連携体制の構築を図る。
- ◆ 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するための方策として、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- ◆ 地域の多様な人材や豊かな社会資源を活用して、土曜日の教育支援体制の構築を図る。
- ◆ 全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる環境整備を図るため、地域人材の養成や学習機会の提供を推進する。[再掲]

### ②幼児教育・保育における教育支援

#### ○質の高い幼児教育・保育の確保

全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、市町村と連携し支援の充実を図るとともに、多子世帯の保育料について、さらなる負担軽減策の拡充等を国に要望します。

また、研修等により職員の資質の向上を図るほか、就学前の子どもを持つ保護者への家庭教育支援の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行い、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、子育て支援の一層の充実や待機児童の解消に努める。
- ◆ 幼稚園教育の振興・充実を図るため、幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題に関する研究協議等の充実に努める。
- ◆ 全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる環境整備を図るため、地域人材の養成や学習機会の提供を推進する。[再掲]

### ③就学支援の充実

#### ○就学援助制度の活用促進

義務教育段階の就学支援については、学校教育法に基づき、要保護者や準要保護者

に対し市町村が就学援助を実施しており、その活用・充実を図るため、制度の適正な運用、きめ細かな広報等の取組を促進します。

**【具体的な取組】**

- ◆ 経済的理由によって就学困難と認められる子どもの保護者に対し、市町村が実施している、給食費、学用品や医療費等の援助の活用を促進します。

○学習支援の充実

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等に入所した子どもに対し、学習支援の充実を図ります。

**【具体的な取組】**

- ◆ 義務教育期間の子どもがいる生活保護世帯に対し、給食費や学用品に係る費用等を支給するとともに、目的とする費用に直接充てられるよう適切に運用する。
- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所の提供等に取り組む。
- ◆ ひとり親家庭に対し、相談対応や助言・指導を行う児童訪問援助員（ホームフレンド）や、子どもの学習支援を行うボランティアの派遣を促進する。
- ◆ 児童養護施設等に入所した子どもに対する、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等の教育費に対する支援を行う。

○高校生等の経済的負担の軽減

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への支援に努めます。

**【具体的な取組】**

- ◆ 就学支援金など、高等学校等における授業料に係る経済的負担の軽減を図る。
- ◆ 高等学校等（就学支援金の支給対象であるもののうち特別支援学校の高等部を除く。）に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対し、授業料以外の教育費を支援するなど、経済的負担の軽減を図る。
- ◆ 道内私立学校等を設置する学校法人が行う、経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料の軽減に対して支援を行う。
- ◆ 生活保護世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、高等学校等への入学料、授業料、通学費、教材費などの進学費用に対して支援を行う。
- ◆ ひとり親家庭の子ども等が高校に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行う。
- ◆ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学する能力を持ち、将来、社会において有為な人材として活動することが期待されながら、



経済的な理由により進学後修学が困難な者に対して支援を行う。

- ◆ 北海道に居住するアイヌの子弟で高等学校又は高等専門学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対して支援を行う。

#### ○奨学金制度の活用・充実

意欲と能力のある高校生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、各種奨学金制度の活用を推進します。

##### 【具体的な取組】

- ◆ 経済的理由により、高等学校等に修学が困難な生徒や私立高等学校等への入学が困難な者に対し必要な支援を行う。

#### ○高等学校等における修学継続等のための支援

高等学校の中途退学防止の取組の推進や、高等学校等を中途退学した者への学び直しに対する支援を行うとともにキャリア教育の充実を図ります。

##### 【具体的な取組】

- ◆ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に支援を行う。
- ◆ 生徒の職業意識向上や就職指導體制の充実を図るなど、高校生の就職対策の充実を図る。

#### ○特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒が、心豊かにたくましく育つことができるよう、保護者をはじめ道民に対し特別支援教育に関する理解を深めながら、特別支援学校や幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育の充実を図るとともに、就学のために必要な経済的な支援の充実に努めます。

##### 【具体的な取組】

- ◆ 特別支援学校等に就学する児童生徒等の保護者に対する学費の支援など、負担能力の程度に応じた支援を行う。
- ◆ 障がいのある幼児の就園促進及び私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るための支援を行う。

### ④大学進学等の教育機会の提供

#### ○奨学金制度の活用・充実

大学などの修学期間において、授業料などに加え、住居費等の負担が大きいことから、各種奨学金制度の情報発信に努め、その活用を推進します。

また、無利子奨学金制度の充実や、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」や「給付型奨学金制度」の導入について、国へ要望します。

さらに、生活保護世帯の子どもについては、個々の事情を踏まえ、高等学校卒業後の進路相談にきめ細かく対応するとともに、世帯内で奨学金等を受けて大学等に就学を希望する場合には、その子どもを世帯から分離できる取扱いを活用するなどして、大学等への進学機会の確保に努めます。

#### ○進学費用等の支援

ひとり親家庭の子ども等が大学等へ進学する際に各種の支援制度などによる支援を行います。

#### 【具体的な取組】

- ◆ ひとり親家庭の子ども等が大学等に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行う。
- ◆ 私立専門学校生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう支援する。
- ◆ 北海道に居住するアイヌの子弟で専修学校又は各種学校に進学し、職業の技術及び知識を修得し、将来、自己の職業等に活用しようとしながら、経済的な理由により修学が困難な者に対して支援する。
- ◆ 北海道に居住するアイヌの子弟で大学教育を受ける能力を持ちながら、経済的理由により当該教育を受けることが困難な者に対して支援する。

#### ○道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援

道立高等技術専門学院等において、意欲と能力のある訓練生などが経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料の減免制度の適切な運用を図ります。

### ⑤その他の教育支援

#### ○多様な体験活動の機会の提供

道立青少年体験活動支援施設において、不登校や障がいなど困難を抱える児童生徒の体験活動を支援します。

また、児童養護施設等に入所する子どもの社会性や豊かな人間性の醸成等につながる多様な体験活動の機会を設けることに努めます。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 道立青少年体験活動支援施設において、子どもたちを巡るいじめ・不登校の間

題や生活リズムの乱れなどの課題解決につながるような新たな体験活動のプログラムを開発、実施する。

## (2) 生活支援

### ① 保護者の生活支援

#### ○ 保護者の自立支援

生活保護世帯や生活困窮者、ひとり親家庭などの自立の促進を図るため、生活保護制度の活用や相談支援の取組を推進します。

また、ひとり親家庭やアイヌの人たちの生活の安定を図るための支援を充実します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 生活保護世帯に対し、食費、被服費、光熱費等、日常生活に必要な費用に対し支援する。
- ◆ 生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行う。
- ◆ 各総合振興局・振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行う。
- ◆ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、ICTに関する技能習得促進などの就業支援及び地域生活や養育費に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援する。
- ◆ ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、生活を支援する者を派遣する市町村の取組に対し支援する。
- ◆ 福祉事務所などのひとり親家庭の相談窓口が、生活から就業に関する内容までワンストップで応じられる体制や他の支援機関との連携のあり方について検討する。
- ◆ 障がいのある親の家事労働に対し、ホームヘルパー制度の活用などを促進する。
- ◆ アイヌの人たちの生活の向上を図るため、福祉資金や大学等入学資金等を支援する。

#### ○ 保育等の確保

就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消をめざし、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちの放課後における安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブや放課後子供教室の設置を促進します。

また、ひとり親家庭の子どもが保育サービスを希望する際の、優先入所の取扱いを市町村に対し周知徹底し、安心して就労することができるよう支援します。

### 【具体的な取組】

- ◆ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスが受けられるよう、保育所や認定こども園、小規模保育・家庭的保育の整備を促進する。
- ◆ 既存の保育体制では対応できない緊急の保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの設置促進を図る。
- ◆ 子どもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点を作るため、放課後児童クラブの運営、施設の改修や修繕、備品購入に対し支援する。
- ◆ 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、安全・安心に過ごせる場として、放課後等に地域の方々の参画を得て共に勉強やスポーツ・文化活動、地域交流活動等を行う放課後子供教室の設置を促進する。[再掲]
- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法において、保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭の子どもに対する優先入所など、地方公共団体に義務づけられている特別な配慮の周知徹底を図る。

### ○子育て家庭の健康安全確保

保護者や子どもたちの健康保健を確保するとともに、生活困窮の状態を早期に把握し支援につなげる取組を促進します。

### 【具体的な取組】

- ◆ 子育て家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭への訪問時や乳幼児健診時において、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供する取組を促進する。
- ◆ 医療機関が親の育児不安や産後うつ、養育困難等や子どもに対するネグレクトなどを懸念する場合に、早期に地域の保健師や児童福祉担当部署に情報を提供することで、関係機関が連携のもと、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目なく適切な支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組む。

### ○母子生活支援施設等の活用

母子家庭に対し、専門的・継続的な生活指導や保護等を行う母子生活支援施設の一層の周知を図り、活用を促進するとともに、自立して生活している母等についても必要に応じて相談援助を実施するなど、地域での生活を支援します。

### ○住宅支援の充実

生活保護世帯や生活困窮者、ひとり親家庭などに対する住宅支援を行います。

### 【具体的な取組】

- ◆ 生活保護世帯に対し、一定要件の下、居住するために必要な家賃・地代、入居時に必要な敷金・礼金、更新時契約料、住宅補修費等に係る支援を行うほか、離職により住宅を喪失又はそのおそれのある生活困窮者で、一定の要件を満たす者の住居確保を支援する。
- ◆ 道営の子育て支援住宅の整備を行うほか、道と市町村、不動産関連事業者、賃貸住宅オーナー、地域サポート団体の連携により、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供を行う。
- ◆ ひとり親家庭に対して、住宅の建設または購入、改築・増築・補修、住宅の移転を行う場合に支援を行う。
- ◆ アイヌの人たちが老朽化した住宅の建替、改修、宅地取得を行う場合への支援を行う。

## ②子どもの生活支援

### ○児童養護施設等に入所する子どもへの支援

児童養護施設等に入所する子どもや退所後の子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな自立支援を行います。また、国に対し自立支援基金創設や施設への自立支援担当職員の配置などを要望するとともに、関係団体との意見交換を行い、基金などを含めた支援のあり方について、引き続き検討します。

### 【具体的な取組】

- ◆ 児童養護施設等に入所した子どもの養育に要する各種費用（就職に際し必要な寝具類、被服等、また、大学等進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費）を支給し、退所児童の自立支援を図る。
- ◆ 児童養護施設等を退所する子どもに保証人がいない場合の損害賠償保険料を負担し、退所後の子どもが自立して生活していけるよう支援する。
- ◆ 自立援助ホームにおいて、共同生活を行う子どもに対する相談や日常生活上の援助、生活指導、就業に対し助言や援助を行い、自立して生活していけるよう支援する。

### ○家庭的養護の推進

児童養護施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係の下で養育されるよう、施設の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの活用を推進します。

### ○子どもの健やかな発育等に関する支援

乳幼児期の、食育の推進を図るとともに、子どもの発育・発達状態や健康状態に応

じた食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 1歳6か月と3歳の子どもを対象に、身体の発育状態や栄養状態等を確認する乳幼児健康診査において、疾病や障害、虐待の端緒などの異常を早期発見等し、適切な支援につなげるための取組を促進する。
- ◆ 道立保健所が専門機関として、市町村管理栄養士・栄養士に対する研修や、市町村からの相談に対する助言や業務に係る支援を行う。
- ◆ 特定及び多数給食施設に該当する施設に対する健康増進法に基づく指導・助言を行う。

#### ○子どもの食事・栄養状態の確保

生活保護制度や就学援助制度による、低所得世帯への支援を引き続き推進します。また、学校給食法の趣旨を踏まえ、学校給食の普及・充実や食育の推進を図るとともに、各教科において、「生きる力」をはぐくむことを目指した教育を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 義務教育期間の子どもがいる生活保護世帯に対し、給食費に係る費用等を支援する。
- ◆ 経済的理由によって就学困難と認められる子どもがいる世帯の保護者に対して給食費に係る費用等を支援する。
- ◆ 各種の研修会、講習会を開催し、教職員の指導力と資質の向上を図る。食育推進研究協議会の開催により、学校給食の充実向上を図る。
- ◆ 働きながら高等学校の夜間課程で学ぶ青年の心身の健全な発達に資するため、夜間定時制高等学校における夜間学校給食を実施する。

#### ○地域とのつながり支援

生活保護世帯やひとり親家庭などの子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。

また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

### ③子どもの就労支援

#### ○就労促進に向けた支援

ひとり親家庭の子どもに対する就業相談や、児童養護施設等を退所した子どもの

社会的自立に向けた支援を推進します。

また、親の援助を受けられない子どもに対する就職支援を総合的に実施するとともに、国が実施する地域若者サポートステーションの活用も図りながら、高校中退者やニート等に対する就職支援を実施します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ ジョブカフェ北海道において、キャリアカウンセリングやセミナーなど効果的な就職支援サービスを提供する。
- ◆ 北海道福祉人材センターにおいて、福祉の職場で働きたい人に対する無料職業紹介や福祉職場ガイダンスを実施するなどの支援を行う。
- ◆ 各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業の相談、技能習得、就業情報の提供など、ひとり親家庭の親子に対する総合的な就業支援を推進する。
- ◆ 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職支度費の支給や就職活動に対する支援を行う。
- ◆ 雇用推進員を設置し、アイヌの人たちに対する求人開拓、就業相談等の活動を行うとともに、アイヌの人たちの就職を容易にするため、特殊自動車等の免許の取得や就職の際の支度に対する支援を行う。

### ④その他の生活支援

#### ○相談職員の資質向上

児童養護施設や児童相談所の職員等の資質向上を図るため、研修等の計画的な実施を通じて相談機能の充実を図ります。

また、生活支援や学習支援を通じて相談活動を担うボランティア人材が地方では不足していることから、関係機関と連携しながら対応について検討します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 児童相談所の職員を対象に、実践的で専門性の高い研修を行うなど、児童虐待対応の強化や専門職種 of 資質向上を図る。
- ◆ 家庭相談員を対象に、相談業務の向上に必要な知識及び技術を修得するための研修、また、母子・父子自立支援員を対象に、ひとり親家庭の自立に向けた相談指導等についての研修を行うなど、資質向上を図る。
- ◆ 児童養護施設等の職員を対象に、入所児童の課題の発見や解決に向けた具体的な援助方法等について研修を行うなど、資質向上を図る。

#### ○母子・父子福祉団体への支援

ひとり親家庭が情報交換や相談を行い、ともに支え合う場を提供するため、ひと

り親家庭等に関する福祉施策の総合的な拠点として、母子・父子福祉センターの運営を支援します。

### (3) 保護者に対する就労支援

#### ○就労促進に向けた支援

生活保護受給者、生活困窮者及びひとり親家庭の親等に対し、ハローワークとの連携のもと、就業に関する相談など、就労支援を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ◆ 生活保護受給者の自立に向けた活動は、本人が主体的に取り組むことが重要であることから、インセンティブが働くように就労活動を支援する。
- ◆ 保護受給中の就労収入のうち、一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時の支援を行う。
- ◆ 生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行う。[再掲]
- ◆ 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携して就労を支援する。
- ◆ ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業・育児をワンストップで支援する。
- ◆ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、ICTに関する技能習得促進などの就業支援及び地域生活や養育費に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援する。[再掲]
- ◆ ひとり親家庭の親の就職に有利となり、生活の安定に資する資格取得の促進を図る。
- ◆ 道立高等技術専門学院において、母子家庭の母等を対象に、職業的自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得する訓練を行う。
- ◆ 雇用推進員を設置し、アイヌの人たちに対する求人開拓、職業相談等の活動を行うとともに、アイヌの人たちの就職を容易にするため、特殊自動車等の免許の取得や就職の際の支度に対する支援を行う。[再掲]

#### ○就職活動への支援

若年者を対象とした「ジョブカフェ北海道」や中高年者を対象とした「ジョブサロン北海道」において、職業カウンセリングや就職支援セミナーの実施、書類作成スペースの提供など、就職支援に係る各種サービスを提供します。

#### ○学び直しへの支援

ひとり親家庭の親の学び直しの視点も含めた就業支援を実施します。



また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親等の高等学校等への就学に対し支援を実施します。

**【具体的な取組】**

- ◆ 生活保護世帯の親が、就労収入の増加や保護からの自立につなげるため、学び直しのため高等学校等へ就学する場合に支援を行う。
- ◆ ひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職をできるよう、高校認定試験合格のための講座の受講を促進する。
- ◆ ひとり親家庭の親の雇用の安定や就職の促進を図るため、職業能力開発のための講座の受講を促進する。
- ◆ ひとり親家庭の親が、看護師、保育士等の経済的自立に有効な修業を行う場合に支援を行う。

○就労機会の確保

母子・父子福祉団体等への優先的な道有施設の清掃事業などの発注により、ひとり親家庭の親の就労機会の確保に努めます。

**(4) 経済的支援**

○医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図ります。

さらに、全国全ての自治体が子どもの医療費助成を実施している状況を踏まえ、全国一律の制度などを創設するよう、国へ要望します。

**【具体的な取組】**

- ◆ 乳幼児等の病気に伴う治療費に対し、医療保険及び受給者が負担した差額（入院時食事療養費は除く。）を支援する。
- ◆ 慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする子どもの入院・通院に係る医療費について支援する。
- ◆ 困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合、生活保護制度において、医療扶助として医療を提供する。
- ◆ ひとり親家庭等の子どもの病気や母又は父が入院した時に医療保険及び受給者が負担した差額（入院時食事療養費は除く。）について支援する。

○妊娠や出産費用の負担軽減

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産でき、子どもが健やかに成長できるよう、身近な地域で、妊産婦等のニーズに応じた切れ目のない支援を行う体制

づくりを図ります。

**【具体的な取組】**

- ◆ 全ての道立保健所に開設している「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の相談に応ずるとともに、健康保持や予防に関する普及啓発などの取組を行う。
- ◆ 経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場合、その費用への支援を行う。
- ◆ 困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合、生活保護制度において、出産扶助として分べん費用等を支援する。

○児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。

また、児童扶養手当額については、ひとり親家庭等の生活実態を十分考慮した手当額に引き上げるなど、国へ要望します。

○生活の安定に向けた経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、教育や生活、就業面での改善に向けた経済的支援を行います。

また、多子世帯の保育料について、さらなる負担軽減策の拡充等を国に要望します。

**【具体的な取組】**

- ◆ 知識技能の習得や医療・介護の受給期間中、また、ひとり親家庭になって間もない時期や失業中におけるひとり親家庭の生活を安定させるため、必要な支援を行う。
- ◆ 低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修学資金等の支援を行う。

○養育費の確保に関する支援

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費に関する相談支援を行います。

**【具体的な取組】**

- ◆ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、ICTに関する技能習得促進などの就業支援及び地域生活や養育費に関する相談など、ひとり親家庭を総合的に支援する。〔再掲〕

## 第5 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合って生じており、その対策を総合的に推進するためには、教育、福祉、労働等の多様な分野の関係課が連携・協力しながら、効果的な施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策推進会議」を設置します。

#### (2) 市町村や民間との連携

市町村、当事者であった方々や支援を行う団体などと連携・協働するネットワークを構築し、子どもの貧困の実態把握や効果的な支援方策のあり方の検討、優れた実践例など支援の参考となる情報の共有、道民意識の醸成に資する情報の発信など、地域の実情に合った効果的な取組を促進します。

### 2 道民意識の醸成

子どもの貧困の現状の把握や貧困対策を進めるに当たっては、市町村や当事者であった方々や支援を行う団体などと連携・協働し積極的に情報発信を行い、広く道民が、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し理解を深めることにより、子どもの貧困対策に参加・協力する気運を醸成します。

### 3 計画の点検評価

毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握することなどにより、計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価に当たっては、道民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、他府県の取組事例等についても継続的に調査し、有効と考えられるものは、今後の施策への反映を検討していきます。